

次世代ターゲットスポーツの育成・強化事業に係る

一般社団法人日本車いすテニス協会 旅費規程

2017. 10. 14 改定版

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下「本協会」という。）が受託する次世代ターゲットスポーツの育成・強化事業（以下「本事業」）に係る本協会役員、コーチ、トレーナー、心理・栄養・映像等各スタッフおよび本事業ターゲットアスリートが、本事業の遂行及び活動のために移動する旅費に関する基本的な事項を定め、もって本協会の活動の円滑な実施および旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(役員)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、各専門部会・委員会委員等である。

(旅費等の支給の範囲)

第3条 役員等が、理事会および会務により旅行した場合には、旅費等を支給することができる。

2. 役員等以外の者が、会務により旅行した場合は、役員に準じた旅費等を支給することができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費、宿泊費および日当とする。

(交通費の計算)

第5条 移動手段は、公共交通機関または自家用車を利用する。タクシー利用は、緊急、早朝・深夜、乗り合い等の合理性を鑑みて、会長または副会長・事務局長が許可をする。

2. 公共交通機関利用の場合、その経路は最も経済的な通常の経路および方法による交通機関を利用した経路とする。ただし、業務上の必要または天災、最も経済的な経路では移動時間の大幅な増加となる、開始時間に到着できない、もしくは宿泊を伴う移動となり経済的にならない等その他やむを得ない事情によりその経路を取り難い時はその現によった経路および方法によって算出し、その旨を路線検索報告書に明記することとする。

3. 鉄道は普通車、船舶は1等、航空機はエコノミーの料金とする。グリーン車、スーパーシートの利用料は支給対象とはならない。

4. 新幹線・航空機利用の場合、自宅の最寄り駅から目的地最寄り駅までの経路をインターネットで旅費運賃を検索し算出する。また、最寄り駅もしくは空港まで自家用車を利用の場合は、ナビ等で最短ルートを検索し、×37円/kmで算出する。有料道路代および駐車場代は別途実費を支給する。なお、源泉徴収分は上乗せとして計上することとする。その場合の計算式は注釈1)を参照のこと。

5. 自家用車利用の場合、自宅より目的地までの最短ルートをナビ等で検索し、×37円/kmで算出する。有料道路代および駐車場代は別途実費を支給する。なお、源泉徴収分は上乗せとして計上することとする。その場合の計算式は注釈1)を参照のこと。

6. 会議・講習会等で自家用車で送迎を必要とする場合、最終公共交通機関より目的地（会議・講

習会等会場)までの最短ルートをナビ等で検索し、×37円/kmで算出する。なお高速道路・有料道路の利用も可とし、駐車場代とも合わせ、別途実費を支給するものとする。なお、源泉徴収分は上乗せとして計上することとする。その場合の計算式は注釈1)を参照のこと。

7. 前各項の場合において支給額を算出するにあたり、往復距離を割出した時点で小数点以下は切り捨て(四捨五入はしない)とする。往復距離×37円/kmでの算出とする。
8. 旅費の支給を受けるものは旅費の精算にあたって、その経路によりそれぞれ必要な個人の領収証を添付しなければならない。

(宿泊費の支給)

第6条 宿泊費は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 会務等が2日以上に及ぶ場合
 - (2) 会務等の開始前に目的地に到達するための適当な交通機関がない場合
 - (3) 会務等の終了時に適当な交通機関の運行が終了している場合
 - (4) その他、理事長が必要と認めた場合
2. 宿泊費は、旅行の初日から最終日までの日数により、宿泊日数に応じて国内一泊15,000円、海外一泊20,000円を上限として実費を支給する。ただし、空室状況、宿泊地による宿泊費高騰等への合理性を鑑みて、会長または副会長・事務局長が許可した場合は上限を撤廃する。

(日当の支給)

第7条 日当は、国内外における理事会および会務のために移動に要した日数および滞在日数に対し支給する。

2. 日当は一日につき、国内移動および滞在の場合は2227円、海外移動および滞在の場合は、上限5568円とする。

(旅費の不支給)

第8条 旅費が本協会以外の個人、法人または団体等から支給されている場合は、旅費を支給しない。

(旅費の調整)

第9条 会長は、旅行の目的または出張先の実情、その他の特別な事情により、本規程による旅費の支給が適当でないと認めるときは、これを減額または増額することができる。この場合において、会長は、事後その内容につき理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第10条 本規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

- (I) 本規程は平成28年10月1日から施行する。
- (II) 本改定版は平成29年5月14日から施行する。
- (III) 本改定版は平成29年10月14日から施行する。

注釈1) 旅費に係る車代については、下記の計算式に則り、源泉徴収分を上乗せとする。
税務署指定の計算式

(例) 車代実費：5000 円の場合。

源泉徴収率：10.21%

計算途中で出現の小数点以下はすべて切り捨て

$$1 - 0.1021 = 0.8979$$

$$5000 \text{ 円} \div 0.8979 = 5568.549 \text{ 円} \approx 5568 \text{ 円} \quad (\text{元々計上する車代の金額})$$

$$5568 \text{ 円} \times 10.21\% = 568.493 \text{ 円} \approx 568 \text{ 円} \quad (\text{源泉徴収額})$$

$$5568 \text{ 円} - 568 \text{ 円} = 5000 \text{ 円} \quad (\text{実質支給額})$$

公共交通機関と車使用が混合している場合は、

車代の上記計算のあと、公共交通機関実費を加算したものが実質支給額となる。